

令和7年度 第1回可児市景観審議会議事録

- 1 開催日 令和7年9月26日（金） 開会時間 14時30分
閉会時間 16時00分

- 2 開催場所 庁舎4階第1会議室

出席委員 景観審議会委員

松本 直司（会長）
亀井 栄治（副会長）
伊藤 栄一（副会長）
林 久詞
林 祐子
竹谷 雅彦
義村 晃
平野 昌子
可児 幹祥
山口 峻
中根 範子
加藤 三省
齊藤 麻梨子

- 4 事務局 建設部長 中井 克裕
都市計画課 課長 柴山 正晴
都市計画課 都市政策係長 土田 茂紀
都市計画課 主査 渡邊 綾乃

- 5 会議内容 報告事項
1. 令和6年度 景観まちづくり施策の取組み状況について

協議事項
1. 可児市景観計画一部改訂について

その他

6 会議の詳細 柴山都市計画課長 (以下、「柴山課長」) 中井建設部長 柴山課長 可児委員 一同 柴山課長 松本会長 柴山課長 松本会長 柴山課長	次のとおり (開会を宣言) 審議会開催にあたり挨拶を行った。 景観条例第27条における会長・副会長の設置について諮る。 事務局一任。 (了承) 会長は松本委員とし、副会長は会長から指名することを決定した。 会長の挨拶。 副会長は、伊藤委員と亀井委員を指名した。 議事録が非公開情報以外は公開となること、発言委員の氏名を明記する旨を説明した。 次第4 議事録署名人指名について、可児市景観審議会の運営に関する基準についての10第1項に基づき、本日の会議録に署名していただく委員を林久詞委員、義村 晃^{ひさし}委員の2名を指名した。 進行を松本会長に委ねた。
報告事項1	
松本会長 渡邊 松本会長	令和6年度景観まちづくり施策の取組み状況について 報告第1号の報告について、事務局に説明を求めた。 「報告第1号 令和6年度 景観まちづくり施策の取組み状況について」を説明した。 資料1の7ページ民有地緑化推進助成制度について、令和6年度の申請件数1件とあるが、例年と比較してどうか。また、助成内容について教えてほしい。

渡邊	ここ数年は申請されておらず、制度を設置したときには2件ほど出ていた
土田都市政策係長 (以下、「土田係長」)	助成額について対象額2分の1を助成し上限20万円となっている。
松本会長	資料1の3ページの建築物の建築について、具体的に何か。また景観形成重点地区内の届出が1件となっているが、それは具体的にどのような内容か。
渡邊	資料1の3ページの建築物については、開発事業面積が1,000㎡以上の土地に対する建物に、3%の緑化や、外壁の色のマンセル値の範囲指定などを指導している。また、1件は景観形成重点地区「元久々利地区」であり、景観形成重点地区は規模にかかわらず、建物の新築の際は届出を出してもらっている。
松本会長	景観形成重点地区については底がなかったり、外壁の色が違ったりすることがあるので、コーディネーターに相談する形を取って頂きたい。
伊藤副会長	説明の中で「緩やかな景観形成を図っている」という表現をされたが、最初から緩やかという必要はないため、景観形成に配慮するといった表現が良い。
松本会長	原則は本計画に則って頂きたいが、罰則をつけるとこの地区に住みたくないとなってしまうため、そこまでの強制力を持つことは難しい。協議を重ねながら、個人の権利と公の基準が整合できると良い。
協議事項1 可児市景観計画一部改訂について	
松本会長	協議事項1について、事務局に説明を求めた。
松本会長	資料2の11～12ページについて特に「可児市太陽光発電事業と地域との調和に関する条例（以下、「太陽光発電施設条

	例」）」と空き家等対策について、新しく方針を加えるということだが、それぞれの計画で具体的に実施しており、景観計画のなかでの取組みが出てこない。市の政策として各部署と連携しながら、景観計画のなかで実施できることを記載したい。
伊藤副会長	例えば、計画本編16ページのなかで老木の課題に対して、住宅地や沿道の街路樹について、樹木の保全と適切な管理及び心地よく歩ける生活道路や空間の創出などについて記載してはどうか。
渡邊	具体的には現在も危険な老木や、自治会から要望があったものについてはそれぞれの管理者、道路管理者等が検討し、適切に管理をしているため、その方向性を継続していきたい。
伊藤副会長	計画本編16ページで創出を削除し、保全と管理にしてしまうと、新たに植えるという対応にはならない印象である。他のインフラとの関係の中で見直さざるを得ないところが多々出ているが、それは維持ではなく、現行のインフラのあり方の中で新しい緑化のスタイル自体を創出しないと邪魔だから切るという発想になりかねない。
柴山課長	行政としても場所に適した植樹の選定などをしていかなければいけないと実感している所である。その創出という言葉の表現については検討したい。
亀井副会長	資料2の10ページ「各計画との整合」について、太陽光発電施設条例について、この条例に対応する計画があると思うが、それは何か。 また、改定方針の大きな柱の一つとして、計画本編35ページ「太陽光発電施設の設置における景観保全」について記載するという方針であるが、太陽光発電施設条例に基づき、指導するという文言である。整合という言葉は、2つの計画のそれぞれで何らかの内容が記載されていて、それらが齟齬をきたしてな

	い、矛盾してない状況で整合が取れているといえるが、景観計画で何も記載していない状況では整合とは言えないのではないか。 景観計画のなかでも、同じような内容でも良いが、景観面から非常に重視すべき事項については記載することが必要である。この条例での技術基準とは具体的にどのような基準か。
渡邊	技術基準の景観と環境に関する保全に関する事項としては、法面緑化を行うにあたり、在来種を使用することや、緑化保全として樹木の伐採は最小限にとどめること、周囲の環境に重大な影響を及ぼすことがないように、反射光が軽反射のものを使用し、射角等について十分に配慮すること、色彩については低彩度のものであること等が定められている。
亀井副会長	技術基準というが、具体的な数値などが定められていないことから、大きな方針でしかない。このため、景観計画のなかで何らかの記述が必要と考える。
松本会長	他計画で実施する内容であっても、我々は管理や設置が適切に行われるよう、見守るだけではなく、景観計画として基準を持つことが必要である。せめて二重チェックできるような体制構築が必要である。
亀井副会長	太陽光発電施設はエネルギー問題として地球温暖化対策実施計画で、環境への影響は環境基本計画で取り扱い、景観への影響は景観計画で取り扱うべきだと思う。
渡邊	太陽光発電施設条例に関して、建築指導課が取りまとめており、関係課への意見照会があるため、そこで都市計画課は景観からの視点で協議や指導を行っている。
伊藤副会長	第9章「景観まちづくり」の推進のなかで、個別的事項として景観に配慮すべき事項を記載すると良いが、今年度の審議会の

	なかで詳細を検討することは難しいため、今後、検討していくかどうかは議論してもらう必要はある。
松本会長	景観への配慮事項で例えば、太陽光発電施設の形態的な制限など、太陽光発電施設条例にない部分については景観計画で確認する旨を示せると良い。
柴山課長	計画本編35ページ④行政が先導的に行う取り組みで記載させて頂きたい。しかし、太陽光発電施設に関して、景観計画で基準を持たせるというような考えはない。
齊藤委員	太陽光発電施設については市民アンケートでも課題として挙がっており、日々、法面に設置された太陽光発電施設を目にすることに心を痛めている。景観計画のなかで難しいかもしれないが、第5章行為の制限に関する事項などに何か記載できると良い。
柴山課長	太陽光発電施設の技術基準等については、太陽光発電施設条例の中で位置づけられており、この条例に基づき、景観面から指導していくこととなる。新たに基準を設ける場合は太陽光発電施設条例の施行規則の内容等を変えていくこととなる。
松本会長	太陽光発電施設条例は景観計画ではなく、景観面から指導しても担保できないため、この条例の中で景観に配慮した事項に加えて、景観について配慮事項を定める必要がある。但し、今年度の改訂のなかで話を詰めていくのは難しい。景観計画はその必要が生じたときにいつでも変えられることが基本理念だと思うので、部分改訂で対応するのが良い。来年度以降でもよいので景観審議会として一つのテーマとして検討していきたい。
加藤委員	太陽光発電施設は工作物の届出に当たるのか。
渡邊	太陽光発電施設は工作物としての届出に入っておらず、土地の形質変更で3,000㎡以上の際に届出が必要となる。

伊藤副委員	今この改訂案で修正していくこととしては太陽光発電施設の技術基準で景観への配慮を定めた内容を計画に記載し、行政の景観まちづくり施策の実行的取り組みとして第9章の「景観まちづくりの推進」で紹介する必要がある。ただし太陽光発電施設は景観上の課題が多く、解決が難しいため、景観行政としてどう取り組むかを検討し、太陽光発電施設条例との関係や計画における位置づけを整理して市で議論する必要がある。
松本会長	任期2年の間に調整し取り組むべきだと提案する。他地域では形態や面積の制限、配置の規制などを設けており、こちらでもそうした内容が含まれているか確認し、検討していく必要があるのではないか。担当部署を超えた発言は難しい面もあるが、立場の違いによる考え方を調整していく必要がある。次の空き家については具体的に景観計画でどう取り組んでいくのか。
土田係長	空き家については他部署で計画を策定しており、人口減少のなかで、空き家の発生を止めるのは難しいため、増加を抑える方針で進めてきた。空き家発生後は適切に管理されず景観への配慮が欠ける場合もあるため、状況改善に向けて助言や指導を行っていく必要がある。
伊藤副会長	第9章ではまちづくり全体での景観への配慮事項を書けると良い。そのため、空き家に関しては景観上どのような問題があるのかを明示し、景観上の観点から空き家対策を考える必要があることを記載すべきだと思う。 第9章は可児市の景観に関する取り組みを紹介しているに過ぎないため、第9章の位置づけを明確にしないと混乱を招く可能性があるのではないか。
松本会長	太陽光発電施設や空き家などについては、景観計画として積極的に関わる姿勢を示す記載ができれば良い。基準の扱いは今後検討する必要がある。

柴山課長	第9章については行政としての役割や今後の検討事項を明示する形で、内容を検討していきたい。
松本会長	文言を変えることで対応可能だが、景観審議会の課題としてはこの2つを2年間のうちに取り組む必要があると認識している。太陽光発電施設はどこでも問題となるが、市だけで解決できる問題ではなく、周辺都市も含めた県の対応が必要だと考えている。 景観表彰の導入についても、計画に則って協力する形で検討したい。 今回はじめて参加される委員もいるため、一人一言頂けないか。
林（久詞）委員	道路管理の立場として、樹木の根による歩行機能の障害や過度の成長による隣接家屋への影響など、多くの苦情や意見を受けている。緑化の必要性和邪魔だという意見の両方がある中で、バランスを取りつつ良い景観を維持する努力を続け、今後も取り組んでいきたい。
竹谷委員	毎年、可児市の環境フェスタで、環境や生物について講演する機会を得ているが、太陽光発電施設関連では、法面の緑化に在来植物を使うことや希少生物保全を重視することが記載されており、嬉しく思った。
平野委員	近隣市で一面が太陽光発電施設になっている所をみると残念に思う。可児市が同じ状況にならないければ良い。市民の視点から何かできることはないかと思っているが、増え続ける太陽光発電施設を止めることは難しい。
松本会長	太陽光発電施設は設置する事業者と管理者が異なり、設置後は事業者が関わらず、管理者が対応するが、管理が終わるとその後の扱いが問題になる。太陽光発電施設の下を農地として活用する方法は望ましく、現行基準で可能かは不明だが、計画に取

	り入れることも検討できると良い。
中根委員	可児市は文化財も多く、歴史のある市だと思っている。景観は以前から文化財会議で議題になっていたが、長年取り組まれてきたにもかかわらず、緑化や太陽光発電施設などについて進展が感じられない。大規模な取り組みは市の負担も大きいですが、少しずつでも進展が見えるようになることを期待している。
加藤委員	会議の約一週間前に資料を受け取り、じっくり読むことができて非常にありがたかった。資料を読んで改めて、可児市の「心の景観を大切に」というキャッチフレーズは非常に良く、市に合っていると感じた。ただ、このキャッチフレーズが市民に十分周知されているかは疑問であり、広く知られ、関心が高まることを期待している。 かつて屋外広告の素材関係の仕事をしていたが、全国的にネット広告が増え、屋外広告は減少している。しかし、新たな広告媒体を模索する動きがあるため、注意して見守る必要がある。
松本会長	デジタルサイネージや車両広告、屋外の大型パネルなど、新たな広告手法も出て来ている。床や壁面を広告に活用する手法あり、景観への影響に注意する必要がある。
斎藤委員	可児市は多様な場所や特徴を持つまちであると感じている。可児市は昔ながらの景観、田園、自然、住宅地、駅前など多様な魅力を持っており、景観計画はそれらを将来に引き継ぐための位置づけとして活用できる良い。
山口委員	市として景観計画に基準を設けることに対して、様々な事情があるのかもしれないが、その背景がわかるとこちらも提案しやすい。

可児委員	違法広告物の違反率が大幅に減っていることを実感しており、市の適切なパトロールが続けば今後も維持できると考えている。広告媒体や表現方法が多様化しているため、事業者も含めて啓蒙・啓発を徹底する必要があると考えている。景観計画について、審議会での時間を有効に使い、実りある意義のある形でブラッシュアップして関わることができれば良い。
義村委員	緑化の件について、造園組合として小さな木を植える提案をしているが難しいのが現状。影響の少ない範囲であれば良いと思うし、同じ議題が続き進展しないことにもどかしさがある。
林委員	観光協会に一年半関わり、木曽川左岸歩道の整備によりイベントの開催が可能となり、市外や県外から多くの来訪者があることを嬉しく感じている。可児市は連携がやや不得手に感じられ、もう少し連携が進めば市はさらに良くなるのではないかと思う。
中根委員	可児市の久々利は歴史が豊かで、遠方からの来訪者には必ず紹介している。700年代からの歴史があり、天皇家と関わりがある。荒川豊蔵資料館は美濃焼の発祥地で、最良の作品が焼かれた場所である。土田の白髭神社や美濃金山城跡など歴史的資源が豊かで、市役所周辺の緑の少なさや太陽光発電施設の問題に対して、市にもっと取り組んでもらい、可児市の魅力ある観光スポットを増やしてほしい。
松本会長	議事の終了に際し、進行を事務局に委ねた。
柴山課長	その他 (閉会を宣言)